

# 取調べの可視化 実現ニュース

2015

通算第27号  
2015.1.1

## 今号の特集

- ・「取調べ対応・弁護実践マニュアル」と可視化発展型研修で被疑者の権利擁護を!
- ・取調べの可視化を求める市民集会「奪われた48年〜袴田事件を繰り返さないために〜」を開催
- ・院内集会「なぜ日本の刑事司法は国際社会から孤立しているのか〜取調べの可視化から代用監獄まで〜」を開催

編集責任：日本弁護士連合会 取調べの可視化実現本部

## 「取調べ対応・弁護実践マニュアル」と可視化発展型研修で被疑者の権利擁護を!

取調べの可視化実現本部 副本部長 赤松 範夫

1 2014年10月1日から、

取調べの録音・録画についての最高検察庁依命通知(以下「依命通知」といいます。)による取扱いが実施されています。

これにより、従来試行中ときいていた裁判員裁判対象事件、知的障がい者などの被疑者に係る事件や検察官独自捜査事件について、録音・録画が本格実施されることとなりました。また、これらの対象事件以外の事件でも、

- (1)被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性がある
- (2)被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見

込まれる

などの事情があるものについては、録音・録画の試行を開始することとされました。

ただし、依命通知では、これらの事情が存しても、録音・録画することにより十分な供述をすることができないなど、録音・録画をすることが不適当と認められる場合には、例外として録音・録画をしないものとしてされています。

しかし、他方で、最高検も、供述の任意性や信用性に争いが生じた場合の最良証拠は、録音・録画媒体であることを認めています。

2 そこで、弁護人としては、

依命通知に基づき、可視化弁護

実践を行うべきです。

まずは、弁護人が依命通知に基づき可視化の必要性を具体的に主張した可視化申入れを行い、被疑者にも可視化を求めさせるべきです。この場合、前記の例外事由にはほとんど該当しませんが、最良証拠が記録媒体である以上は、検察官は録音・録画を拒否し得ないものとなります。

そうすることによって、取調べにおける「供述するか、しないか」などの主導権も被疑者が持つこととなります。



る供述をしてしまった場合のリスクを軽減する重要性を認識する必要があります。

3 この度、日弁連では、全事件の可視化実現に向けたこれらの弁護実践の具体的な内容について解説した「取調べ対応・弁護実践マニュアル」(第2版)を発行しました(日弁連会員専用ホームページにも掲載しています)ので御活用ください。

また、各地の弁護士会で発展型研修が実施されています。日弁連から講師の派遣も行っていますので(講師の旅費は日弁連負担)、是非、お申込みください。

## 「奪われた48年 取調べの可視化を求める市民集会」

東京三弁護士会取調べ可視化実現本部 委員 森塚 さやか

2014年9月22日、弁護士会館2階講堂クレオにて、「奪われた48年〜袴田事件を繰り返さないために〜」と題する市民集会が開催されました。

第1部の報告では、昨年大きな動きがあった2つのえん罪事件が扱われました。まずは、昨年3月27日に再審開始決定がなされた袴田事件について、事件の概要が紹介された後、同事件の弁護人である小川秀世(静岡県)が、袴田巖氏の実姉・秀子氏にインタビューをするという形で対談が行われました。

続いて、三鷹バス痴漢事件のえん罪被害者で、同年7月25日

に控訴審で逆転無罪(その後、確定)となった津山正義氏が、捜査官に「認めないなら出さな」と言われ、認めてしまおうかとの葛藤にかられたことなどを率直に語っておられました。

実際にえん罪被害者となられた方やその御家族の生の声は、大きな衝撃となって会場に伝わったと思います。

続く第2部では、山本衛(東京)から、可視化の現状をめぐる各国の制度が端的に説明された後、森直也(大阪)の司会進行で、「可視化の現状とこれから」をテーマに、パネ

ルデイスカッションが行われました。

パネリストは、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会に委員・幹事として参加されていた神津里季生氏(日本労働組合総連合会事務局長)、後藤昭氏(青山学院大学法務研究科教授)、小坂井久(大阪)の3人と袴田事件弁護人の小川秀世(静岡)です。

昨年7月に同部会で取りまとめられた「新たな刑事司法制度の構築」についての調査結果【案】を踏まえ、議論が前進した点や今後の課題について、それぞれの立場から議論が交わされました。



袴田巖氏の様子を語る秀子氏

本集会は、連休の谷間という日程ながら、200名を超える方が来場され、えん罪被害の現状や可視化の現状を広くお伝えできたと思います。

## 院内集会「なぜ日本の刑事司法は国際社会から孤立しているのか〜取調べの可視化から代用監獄まで〜」を開催

取調べの可視化実現本部 事務局次長 西田 穣

2014年10月23日、参議院議員会館にて、「なぜ日本の刑事司法は国際社会から孤立しているのか〜取調べの可視化から代用監獄まで〜」が開催されました。

状況の報告をいただきました。

ローズ氏は、イギリスにおいても、可視化実現には捜査機関からの抵抗があったこと、それを打破する際には、今の我が国と同じような苦勞があったことを語ってくれました。

ローズ氏は、可視化のメリットは何かという質問に対し、まず、「可視化のデメリットは1つもない」と述べ、可視化の話をすれば当然メリットの話になることを強調し、また、「20年以上の弁護活動の中で、1度たりとも、捜査官、被疑者のいざいざから録音・録画を嫌がられたことはない」、「(可視化が有用なのは)正確で、早い(手続が簡略になる)からだ」と明確に語ってくれました。

また、最後に、袴田事件の袴田巖さんが緊急参加をして、コメントをしてください、改めて可視化実現に向けて、大盛況にて集会を終えることができました。

院内集会は、国会議員に可視化実現への抱負を語っていただいた後、海渡雄一(第二東京)から、自由権規約委員会における議論状況について、ビデオの放映も交えた説明が行われました。

次に、一橋大学の葛野尋之教授から、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の答申に関する解説及び問題点について、詳細な解説をいただきました。

その後、イギリスの弁護士であるベン・ローズ氏から、イギリスにおける取調べの録音・録画



ベン・ローズ氏